

雨水排除施設に関する取扱いについて

雨水排除施設に関する取扱いについて

- 現行のガイドラインでは、雨水排除施設についての記載が簡潔になっており、雨水に関するコストを記述する箇所が散在している。
- 記載を充実させ、雨水排除施設とコンセッション方式の関係についてより明確化し、雨水に関する記載について相互に参照しやすいよう加筆修正する。

35頁

<現状の記載>

133頁

(3) 合流式下水道におけるリスク事象への対応方針及びコスト負担の考え方

合流式下水道では、施設能力を超える降雨等による浸水被害等が発生する可能性もあり、運営権者の責任範囲を明確にすることが必要である。

汚水とあわせて雨水を排除している合流式下水道では、施設能力を超える降雨等で災害が発生する恐れがあり、過度なリスクを運営権者に求めることは適切ではないと考えられる。

性能規定に基づく発注が原則のPFI事業であっても、運転操作要領等を定めることにより運営権者の責任範囲を明確にすることが必要である。

なお、下水処理場からの放流水が水質汚濁防止法の排水基準に適合しない場合には、管理者に罰則が科せられることに留意が必要である。

合流式下水道における更新工事や維持管理に係るコストは、雨水に係る経費と汚水に係る経費とに適切に区分し、雨水に係るものは公費（一般会計繰出金）、汚水に係るものは私費（下水道使用料/下水道利用料金）で負担することが原則である。

具体的には、自治省財政局準公営企業室長通知「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日自治準企第153号）に基づき雨水に係るものは公費（一般会計繰出金）で、汚水に係るものは私費（下水道使用料/下水道利用料金）の負担区分を明確に区分することができるものは、各々その額とする。区分することが出来ない、あるいは困難なものについては、管渠、ポンプ場、処理場等の施設ごとに、資本費は機能等を加味した構造に基づき区分し、維持管理費は経費の性質に応じて施設の機能、構造等に基づき区分することとなる。

ただし、下水道の公共的役割にかんがみ、汚水に係る費用のうち一定のものが公費負担となる。

なお、分流式下水道においても、浸入水等雨水の影響が大きい場合には、上記の合流式下水道と同様の方針をとることを妨げるものではない。

また、管理者、運営権者及び下水道使用者との関係等全体像については、基本的には図表3-9のとおり示すことができる。

管理者がスキームを検討するにあたっては、下水道使用者の利便性や円滑な事業実施等に配慮した最適な事業形態を管理者の判断で選択していくことが重要である。管理者が公共人件費や既往債償還分等を下水道使用料として徴収することにより運営権者に運営権対価を求めない形態等、多様な事業手法の採用も想定される（3.12.2で解説）。

ところで、コンセッション方式の対象は利用料金を徴収する公共施設等に限定されるとされているところである（PFI法第2条第6項）。雨水に関する業務は、公費による負担が原則であり、下水道利用料金収受の対象とはならないことから、雨水に関する業務についてのコンセッション方式は想定されない。

ただし、分流式下水道の汚水排除・処理を対象とするコンセッション方式に、雨水に関する業務の委託を付加した契約を行うことも考えられる。

コンセッション方式の導入検討、導入手続きにあたっては、様々な観点から専門的な知識が必要とされるため、必要に応じ、外部機関を活用することも想定される。

雨水排除施設に関する取扱いについて

<改定文案（現行35頁部分）>

ところで、コンセッション方式の対象は利用料金を徴収する公共施設等に限るとされているところである（PFI法第2条第6項）。雨水に関する業務は、公費による負担が原則であり、下水道利用料金収受の対象とはならないことから、雨水に関する業務についてのコンセッション方式は想定されない。

ただし、分流式下水道の汚水排除・処理を対象とするコンセッション方式に、雨水に関する業務の委託を付加した契約を行うことも考えられる。



ところで、コンセッション方式の対象は利用料金を徴収する公共施設等に限るとされているところである（PFI法第2条第6項）。**また、雨水に関する業務は公費による負担が原則であることもふまえると、雨水排除専用施設を運営権設定対象とすることはできないことに留意が必要である。**

ただし、分流式下水道の汚水排除・処理を対象とするコンセッション方式に、雨水に関する業務の委託を付加した契約を行うことも考えられる。

なお、合流式下水道の場合、下水道施設全体に運営権を設定することは妨げられないものの、要求水準の設定や雨水排除の公費負担の原則に留意が必要となる。詳細は3.12.5.(3)を参照のこと。

雨水排除施設に関する取扱いについて

(3) 合流式下水道におけるリスク事象への対応方針及びコスト負担の考え方

合流式下水道では、施設能力を超える降雨等による浸水被害等が発生する可能性もあり、運営権者の責任範囲を明確にすることが必要である。

汚水とあわせて雨水を排除している合流式下水道では、施設能力を超える降雨等で災害が発生する恐れがあり、過度なリスクを運営権者に求めることは適切ではないと考えられる。

性能規定に基づく発注が原則の PFI 事業であっても、運転操作要領等を定めることにより運営権者の責任範囲を明確にすることが必要である。

なお、下水処理場からの放流水が水質汚濁防止法の排水基準に適合しない場合には、管理者に罰則が科せられることに留意が必要である。

合流式下水道における更新工事や維持管理に係るコストは、雨水に係る経費と汚水に係る経費とに適切に区分し、雨水に係るものは公費（一般会計繰出金）、汚水に係るものは私費（下水道使用料/下水道利用料金）で負担することが原則である。

具体的には、自治省財政局準公営企業室長通知「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和 56 年 6 月 5 日自治準企第 153 号）に基づき雨水に係るものは公費（一般会計繰出金）で、汚水に係るものは私費（下水道使用料/下水道利用料金）の負担区分を明確に区分することができるものは、各々その額とする。区分することが出来ない、あるいは困難なものについては、管渠、ポンプ場、処理場等の施設ごとに、資本費は機能等を加味した構造に基づき区分し、維持管理費は経費の性質に応じて施設の機能、構造等に基づき区分することとなる。

ただし、下水道の公共的役割にかんがみ、汚水に係る費用のうち一定のものが公費負担となる。

なお、分流式下水道においても、浸入水等雨水の影響が大きい場合には、上記の合流式下水道と同様の方針をとることを妨げるものではない。

<改定文案（現行133頁部分）>

性能規定に基づく発注が原則のPFI事業であっても、**雨水に関する業務の要求水準を定めるにあたっては、運転操作要領等を定めるなどの仕様発注に準じたものとし、運営権者の責任範囲を明確にすることが必要である。**